

平成 28 年度入園の利用調整（案）について

1 利用調整案

4 月 1 日入園の一斉申込において、認定こども園の 2 号認定（3 歳児クラス以上）のみ、第 1 希望で利用希望する保護者の中から市が利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する。

2 経緯

子ども・子育て新制度では、全ての市町村が保育利用につき、市町村内のすべての施設・事業類型を通じて、保育の必要度の高い人から優先して保育所等の利用のあっせんを行う調整方法を原則としている。

しかし、認定こども園からは、2 号認定の調整を待っていると 1 号認定の利用定員の設定が難しいので、2 号認定の利用調整を早くしてほしいという要望があった。

これに関し、平成 27 年 2 月 3 日に国の通知が発出され、待機児童がいないなどの条件を満たす市町村において、子ども・子育て会議の了承を得られた場合は、直接契約施設・事業である認定こども園及び家庭的保育事業等については、保護者の希望を可能な限り満たすため、それぞれ当該施設・事業を第 1 希望で利用を希望する保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法をとることも可能とされた。

3 スケジュール等

	対象児童	申請受付 (各施設)	利用調整 (市が実施)	実施方法
①	認定こども園の 2 号認定のみ	10 月 1 日 ～ 10 月 15 日	10 月 16 日 ～ 10 月 31 日	認定こども園ごとに、第 1 希望で利用を希望する保護者の中から利用調整
②	3 号認定及び① で調整済み以外 の 2 号認定	10 月 1 日 ～ 10 月 31 日	11 月～1 月	全ての保育園、認定こども園等を通じて、利用調整

- ・①の調整でもれた場合は、11 月以降、第 2 希望以下の施設で②の利用調整を行う。
- ・10 月 16 日～10 月 31 日に認定こども園に 2 号の申請があった場合は、2 号の定員に余裕があれば②の利用調整の中で調整を行う。すでに定員に達している場合は、保護者に説明し、他の施設を第 1 希望に変えてもらう。
- ・11 月 1 日以降の申請については、2 次募集として扱い、2 月に利用調整を行う。2 次募集以降の入園（年度途中入園も含む）については、認定こども園の 2 号認定も含め、全ての保育園、認定こども園等を通じた利用調整を区で行う。